

競馬事業調査特別委員会の設置、 奥州市総合計画審議会条例可決

自動車事故損害賠償に
かかわる議決

二件の事故について、損害賠償
を支払うことについて提案されま
した。

平成十八年度第一回臨時会は、
五月十一日の一日の会期で開催
されました。競馬事業調査特別
委員会の設置、市税ならびに國
民健康保険税条例の一部改正、
平成十七年度一般会計等各種補
正予算の専決処分、奥州市総合
計画審議会の設置、自動車事故
に係る損害賠償に関する議決な
ど発議案一件を含め十九議案の
審議がおこなわれ、いずれも原
案どおり承認・可決されました。

地方税の改正を受けたものとは
いえ、その影響について試算がさ
れていないことが明らかにされ、
問題であると指摘されました。

国民健康保険税の一部改正につ
いては、必ずしも急いで改正する
必要性がないことから、少なくな
い議員が反対の態度をとりました。
審議がおこなわれ、いずれも原
案どおり承認・可決されました。

奥州市総合計画 審議会条例

奥州市政の総合的な計画策定及
び推進のため、四十人以内の審議
会の設置が提案されました。

審議は、総合計画を策定する際
に、相原市長が示しているマニュ
フェストとの兼ね合い、各区地域
整備基金の取り扱いについてどう
なるのが質されました。

平成十七年度分の国民健康保険
税、国の国庫支出金などの額が確
定したことに伴う補正予算の専決
処分の承認を求めるものでした。

審議の中で、奥州市全体で決算
剩余额について、八億三千万ほど
見込まれること、各区毎に、この
専決処分のあり方について審議
されました。

他は、合併直後の四十日分であ
るため、予算書の説明のあり方に
ついての審議にとどまりました。

國の地方税法改正に伴う、奥州
市の条例改正でありましたが、こ
の専決処分のあり方について審議
されました。

とりわけ今回の改正に伴い、奥
州市財政への影響と、市民の皆さ
んに対する負担増がどうなるのか
について審議されました。

議案審議のポイント

市税・国民健康保険税の 条例改正

平成十七年度補正予算

方
が、議論されました。
うち一件は、事故そのものの物
的証拠が示されていないこと、事
故報告後の処理が不明瞭だとの指
摘がされました。
更に、奥州市と大きくなつたこ
とから、専門に担当する係を設置
すべきとの提案がなされましたが、
「組織的に今後検討してまいりた
い」と述べるにとどりました。



厳しい状況にある競馬事業